

奈良県告示第百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十一年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
三郷町信貴ヶ丘（〇〇一）急傾斜地崩壊警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県郡山土木事務所 及び三郷町役場総務課
三郷町信貴ヶ丘（〇〇二）急傾斜地崩壊警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県郡山土木事務所 及び三郷町役場総務課
三郷町勢野（〇〇一）急傾斜地崩壊警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県郡山土木事務所 及び三郷町役場総務課
三郷町城山台（〇〇一）急傾斜地崩壊警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県郡山土木事務所 及び三郷町役場総務課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木部砂防課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。